

医師臨床研修病院研修医環境整備事業

○目的

少子・高齢化社会に対応する医療提供体制の整備を図るため、臨床研修医の研修環境整備の一環として宿舍整備を行うことにより、効果的な臨床研修の実施ができる体制を整備し、医師の資質の向上に資することを目的とする。

○補助対象

私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（国、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、国立大学法人、公的医療機関の開設者及び地方独立行政法人を除く。）とする。

独法	公立	公的	民間
×	×	×	○

「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人、国立大学法人等

「公立」…地方公共団体、地方独立行政法人

「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協働組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

○対象経費

臨床研修医の研修環境、生活環境の充実を図るために必要な宿舍の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費（バルコニー、廊下、階段等共通部分を含む。）

※ 次に掲げる経費については、補助の対象としない。

- ・土地の取得又は整地に要する費用
- ・門、柵、堀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- ・設計その他工事に伴う事務に要する費用
- ・既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- ・その他の整備費として適当と認められない費用

○基準額

基準面積（20㎡×研修医数）×基準単価	鉄筋コンクリート	272,700円
	ブロック造	237,800円
	木造	272,700円

○補助額

基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と当該事業に係る総事業費から寄附金その他の収入の額を控除した額を比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額の範囲内。（国：3分の1、県：3分の1）

○注意事項

交付決定があるまで、原則として着手しないでください。